

KNC NETWORK NEWS

2016 年 6 月 18 日 発行

気になる記事：榊添知事、辞職決定

東京都議会は15日午後1時に本会議が開かれ、榊添要一知事の辞職に全会一致で同意し、21日付の退職が正式に決定した。榊添氏は退任のあいさつで「保育施設の充実などに取り組み、一定の成果もあったのではないかと思います」と語り、資金繰りや借金問題で「このような形になり、反省と心残りの念は尽きませんが、全て自らの不徳の致すところだ」と謝罪した。



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://www.kngroup.jp>

経営一言：「勇気と覚悟と責任を持って」一日に一步ずつでも前に出よう。

(日本航空・大川 順子 代表取締役専務)

一 所長コメント：「きのうより今日、今日よりあした。」一日変われば世間も変わり進化する。「下手な考え休むに如かず」といいますが、トップはとにかく勇気と決断を持ってスピーディに実行することです。一

源泉所得税で計算ミスした時 《税務》

源泉所得税の計算ミスで税金を納め過ぎてしまった時の対応法は2種類あります。

ひとつは、還付請求書を税務署に提出する方法です。源泉所得税を納付した時の「徴収高計算書」の写しと、総勘定元帳の預り金勘定部分など誤りが生じた事実を記載した帳簿書類の写しを添付して提出します。提出時期は定められていませんが、納付日から5年間提出しないと、時効で請求権が消滅するので早めに対応しなければなりません。

もうひとつの方法は、これから支給する給与や賞与で調整するやり方です。届出書を提出し、過誤納金に相当する金額をそれ以降に納めるべき源泉所得税や復興特別所得税額から差し引く方法です。

平成26年度の源泉所得税の税額は16兆6870億円で、5年連続の増加となりました。そのうち、給与所得の税額は9兆9233億円、退職所得は2197億円でした。

人材の養生訓 《経営》

身体に養生術があるように、人材にも養生術があります。身体の養生術は、飲食・性・睡眠等体の内側の欲を節制し、風・寒・暑・湿等外邪による病を防ぐことにあります。人材の養生術(企業が従業員の採用・教育・労働時間・処遇等を的確に行い、職務能力の発揮や成長を支援すること)は、消極的には過重労働を求めないこと、積極的に職務能力の育成や処遇(給与・休日・福利厚生等の充実)を重視することです。

長期的に安定成長する企業は、人材の養生術に留意し、一般に次のような点に留意しています。第一に、飲食等の過度が身体に害があるように、人材も過重労働によって、大切な人的資源を失う可能性が大きくなります。成長発展によって業績が良くても、意外な盲点は従業員の補充や職務能力が需要に追い付かず、時に大量退職を招くこともあり得ます。第二に、身体の養生とは単なる休養と一致しないように、人材の養生も適度な教育訓練を重ねないと職務能力が低下してしまう恐れがあります。計画的に従業員の心意気を高めることで、優秀な人材を温存出来ます。第三に、人材の養生術の最たるものは、従業員が仕事にやりがいを持てることです。理想を言えば、職場が楽しくかつ仕事に社会的意義を持つとともに、充実した生活を送れる処遇を受けていることです。

得意先への売掛金が回収不能となった場合 《税務》

取引先の業績不振などの事情で貸付金や売掛金が回収できなくなった時は、税務上、貸倒損失として損金処理できます。

貸し倒れ計上できる売掛金などの債権は、法人税法基本通達で定められています。

まず、会社更生法の適用で法的に債権が消滅したとき(法律上の貸し倒れ)は、その事実が生じた事業年度の損金として処理できます。また、債務者の資産状況に鑑みて回収できないことが明らかとなるとき(事実上の貸し倒れ)も、それが明確になった時点の事業年度での損金経理が可能です。

ただし、債権に担保物が設定されているときは、その担保を処分した後でなければ損金処理できません。

そして、債務者の営業不振などが理由で1年以上取り引きが停止しているとき(形式上の貸し倒れ)もその売掛債権を損金計上できます。ただし、貸付金などの金銭債権は、この「形式上の貸し倒れ」の対象にはなりません。

相続時精算課税の還付申請 《相続》

2500万円までの財産の生前贈与が非課税になる制度(相続時精算課税制度)を利用し、3千万円の生前贈与を受けていただきます。非課税枠を超える部分については一律20%の税率で贈与税が発生するため、500万円(3千万—2500万円)の20%である「100万円」の贈与税の納税が必要です。しかし、贈与税として納付した税金が、相続発生時の相続税額よりも多ければ、納めすぎた分は還付されます。例えば、相続財産が相続税の基礎控除額(3千万円)以下であるときは相続税の課税関係は発生しません。そのため、前記のケースで相続財産が生前贈与分だけならば、納めた贈与税100万円は還付されます。ただし、申告をしなければ還付金を取得できません。